諮問番号:令和2年度諮問第33号 答申番号:令和3年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

大阪府知事(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して令和元年12月13日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)に基づく特別児童扶養手当支給停止処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審查請求人

審査請求人の子2名(以下「本件児童ら」という。)は、〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」を持っていて、強いこだわりや問題行動があり、本件児童らを育てるのに費用や労力が非常にかかっている。本件児童らは社会適応が難しく、重い障害を持ったまま身体だけが大きくなり、育児負担は増すばかりである。審査請求人は自らの老後も本件児童らの将来も不安であり、精神的にも体力的にも追い詰められている。

児童手当にも所得制限はあるが、「特例給付」があり所得により支給停止されることはないのに対し、特別児童扶養手当に所得制限があるのは不公平である。児童手当の場合は、児童が3人以上になれば手当の額は増えるのに、特別児童扶養手当の場合には対象児童が複数になっていても特例はなく不公平である。

重度障害児である本件児童らを育てている審査請求人には、育児負担、福祉・ 療育の必要度、制度の公平性、親としての苦しい社会的立場を考えあわせ、特 例の適用が必要である。

以上により、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1)審査請求人の令和元年度の特別児童扶養手当所得状況届(職権提出)によれば、平成30年の所得額は12,640,600円とあり、この額から特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年施行令第207号。以下「施行令」という。)第5条第1項で規定する80,000円と、同条第2項第2号で規定する特別障害者控除額の本件児童ら分800,00円を控除すると11,760,600円となる。この額は施行令第2条で規定する所得制限額5,356,000円を超えているので法令等の規定に基づいて、本件処分を行ったものである。
- (2)審査請求人は、児童手当には「特例給付」があり、支給停止されることはなく、児童が3人以上になれば児童手当の場合は、手当の額が増えると主張しているが、法と児童手当法は、目的及び制度の異なるものであり比較考量されるものではない。

審査請求人のその他の主張は、本件処分に影響を及ぼすものでない。 本件処分は法令等に基づいてなされたものであり、違法又は不当な点は見 当たらず、手続においても不公正な点や不備は認められない。

(3) また、上記の外に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和3年3月18日 諮問書の受領

令和3年3月22日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限:4月5日 口頭意見陳述申立期限:4月5日

令和3年4月28日 第1回審議 令和3年5月28日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1)特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条 この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に 規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

2-5 (略)

- 第3条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する(中略)ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当(中略)を支給する。
- 2 前項の場合において、当該障害児を父及び母が監護するときは、当該 父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者(中略)に支 給するものとする。
- 第6条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)(中略)の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令
 - 第2条 法第6条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第1項に規定する者がないときは、4,596,000円とし、これらの者があるときは、4,596,000円にこれらの者1人につき380,000円(中略)を加算した額とする。
 - 2 (略)
 - 第5条 法第6条(中略)に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(中略)から80,000円を控除した額とする。
 - 2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規 定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
 - 一 (略)
 - 二 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者一人につき270,000円(当該障害者が同号に規定する特別障害者であるときは、400,000円)

三一五 (略)

- (3) 児童手当法(昭和46年法律第73号)
 - 第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(中略)第7条第1項に規定 する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者 が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児 童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における

生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

- 第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。
 - 一 次のイ又は口に掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、 かつ、これと生計を同じくするその父又は母(中略)であつて、日本国 内に住所(中略)を有するもの
 - イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。)

口 (略)

二一四 (略)

2-4 (略)

第5条 児童手当(中略)は、前条第1項第1号(中略)に該当する者の前年の所得(中略)が、その者の所得税法(中略)に規定する同一生計配偶(中略)が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、施令で定める額以上であるときは、支給しない。(後略)

2 (略)

附則

第1条 (略)

- 第2条 当分の間、第4条に規定する要件に該当する者(第5条第1項の 規定により児童手当が支給されない者に限る。)に対し、国庫、都道府 県及び市町村(中略)の負担による給付を行う。(中略)
- 2 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月 につき、5,000円(中略)とする。
- 3-7 (略)

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成29年4月14日付けで、審査請求人は、○○市に対して、特別児童 挟養手当認定請求書を提出した。同月25日、処分庁は、当該請求書を収受 し、翌月より認定したが、審査請求人の平成28年の所得が制限額を超えて いるとして、平成29年8月から平成30年7月まで、特別児童扶養手当を 支給停止した。
- (2) 処分庁は、審査請求人の平成29年の所得額が制限額を超えているとして、 平成30年8月から令和元年7月まで、審査請求人の特別児童扶養手当を 支給停止した。

- (3) 令和元年11月13日付けで、○○市が職権により処分庁に提出した、審査請求人にかかる「特別児童扶養手当所得状況届(令和元年度)」の所得額の欄には、12,640,600円と記載されている。
- (4) 令和元年12月13日付けで、処分庁は、法第6条の規定によるとして、 令和元年8月から令和2年7月までの審査請求人の特別児童扶養手当を支 給停止する旨の本件処分を行った。
- (5) 令和2年3月3日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 法第6条において、特別児童扶養手当は、受給資格者の前年の所得が、前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、施行令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しないと定めている。施行令で定める額とは、同第2条において、4,596,000円に1人につき380,000円を加算した額とされている。これを本件処分について計算すると、5,356,000円となる。

これに対して、審査請求人の平成30年の所得額は、前記2(3)のとおり12,640,600円であり、この額から施行令第5条第1項で規定する80,000円及び同条第2項第2号で規定する特別障害者である2人分の800,000円を控除すると、11,760,600円となる。そしてこの額は、施行令第2条第1項で規定する所得制限額の5,356,000円を超えている。

したがって、所得制限を超えていることを理由としてなされた本件処分には、違法又は不当な点はない。

(2)審査請求人は、特別児童扶養手当の給付に、児童手当のような「特例給付」 の制度が設けられていないことは不公平であり、また、このような不公平を 理由に、本件処分を取り消すべきであると主張するので、その主張について 検討する。

前記1(1)のとおり、特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されるものであり、当該障害児が20歳になるまで支給される。

これに対して、前記1 (3) のとおり児童手当は、子ども・子育て支援の 適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給さ れるものであり、中学校修了前まで支給されるものである。また、児童手当 の特例給付は、児童を養育している者の所得が所得制限限度額以上の場合に、 児童手当法の附則に基づいて児童1人当たり月額一律5,000円を支給す るものである。

このように、特別児童扶養手当と児童手当の目的や要保障事由が異なるこ

とは明らかであり、また、児童手当の特例給付は、児童手当法の本則ではなく附則2条に定められた「当分の間」の措置に過ぎず、いずれにしても、公平、不公平の問題として比較することが相当であるとは認められない。

したがって、特別児童扶養手当に児童手当の特例給付のような定めがない ことを理由として、本件処分が違法又は不当なものとなると解することはで きない。

(3) また、審査請求人は、法律上、特別児童扶養手当に「特例給付」の制度がなくとも、育児負担、福祉・療育の必要性などを考慮して、処分庁は所得制限を適用しない特例を認めるべきであると主張するので、この主張についても検討する。

特別児童扶養手当の支給は法定受託事務であって、処分庁には、法令等による事務処理が義務付けられているものである。したがって、処分庁が法令等とは異なる独自の基準を設けるなどして、法令等の定めと異なる基準によって手当を支給することは認められない。

そうすると、この点についても審査請求人の主張には理由はなく、本件処分は違法又は不当なものということはできない。

(4)以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。 したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会 委員(部会長)針原 祥次 委員 衣笠 葉子 委員 野田 崇